



## 最低賃金制度とはなんでしょう？



**A** 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金があります。



## 最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？



**A** 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



## 最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？



**A** 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

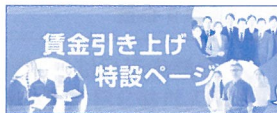
- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
  - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
  - ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
  - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
  - ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 詳しくは、福岡労働局賃金室(092-411-4578)まで。



## 賃金引上げに向けた各種支援策はありますか？



**A** 賃金引上げ特設サイトに業務改善助成金他相談窓口等を掲載しています。



公開中!

業種、職種ごとの賃金額や賃金引上げ事例、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。

<https://pc.saiteichingin.info/chingin/>



## 業務改善助成金はどういった場合にもらえるのですか？



**A** 中小企業・小規模事業者で、①事業場内で最も低い賃金(※)を一定額以上引き上げ、かつ②生産性向上に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施した場合に、その費用の一部を助成します。

※ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金については、以下にお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター(0120-366-440) 【受付時間】 平日 8:30~17:15

福岡働き方改革推進支援センター(0800-888-1699) 【受付時間】 平日 9:00~17:00



業務改善助成金

検索

最低賃金以上の額が支払われていますか？ お確かめください。